



宮 崎 県 公 報

令和3年6月14日(月曜日) 第 213 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁	
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1		○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 2
○民有林の保安林の指定の解除予定…………… (“) 1		公 告
○特定農用ため池の指定…………… (農村整備課) 1		○危険物取扱作業の保安に関する講習の実施…………… (消防保安課) 2
○特定農用ため池の指定の解除…………… (“) 1		○入札公告…………… 3
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2		公安委員会公告
		○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 4
		雑 報
		○宮崎県市町村職員共済組合の令和2年度決算の 要旨…………… 6

告 示

宮崎県告示第 451号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年6月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 えびの市大字大河平字桶ノ口 952、952-2から952-4まで
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 452号

森林法(昭和26年法律第 249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

令和3年6月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1(1) 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所 串間市大字市木字山ノ口2986-57
- (2) 民有林の保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所 串間市大字市木字山ノ口2986-57
- (2) 民有林の保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第 453号

農用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定により、特定農用ため池を次のとおり指定した。

令和3年6月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定年月日
令和3年6月7日
- 2 特定農用ため池の名称及び所在地

名 称	所 在 地
山田1号池	串間市大字本城字山田6533
山田2号池	串間市大字本城字山田6615
山田3号池	串間市大字本城字山田6639-乙
山田4号池	串間市大字本城字山田6555-2
赤坂池	串間市大字本城字赤坂9681
脇ノ元1号池	串間市大字本城字宮ノ後 10833
谷之口2号池	串間市大字北方字後迫3242
木屋宇戸池	串間市大字市木字上向8617
高野溜池	延岡市高野町 627番地乙

宮崎県告示第 454号

農用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定により指定した特定農用ため池の指定を次

のとおり解除した。

令和3年6月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 解除年月日

令和3年6月7日

2 特定農業用ため池の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大上切池	串間市大字南方字大上切地内3065
河内1号池	串間市大字南方字河内山内地内1144-4
上ノ藪池	小林市東方5103
永久津池	小林市北西方4762
芹川池	小林市南西方4905
陣之池溜池	えびの市大字末永2402番
池迫溜池	えびの市大字西長江浦1756番
小倉ヶ溜池	延岡市鹿狩瀬町1591番地先
差木野溜池	延岡市差木野町6284番
迫ノ窪2号溜池	延岡市北方町辰 678番
わたうち溜池	延岡市北川町長井 574番

宮崎県告示第 455号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年6月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
27	県道	宮崎北 郷線	宮崎市清武 町加納字上 平野甲2248 番1から同 市同町加納 字大入甲21 98番4地先 まで	旧	10.7～ 54.5	378.4
				新	10.7～ 54.5	378.4

宮崎県告示第 456号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年6月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大平1地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	串間市大字大平字宮ノ下1064番20
2	“ “ “ 字聖谷1879番5
3	“ “ “ “ 1879番6
4	“ “ “ “ 1900番2
5	“ “ “ “ 1889番
6	“ “ “ “ 1891番
7	“ “ “ “ 字宮ノ下1025番1
8	“ “ “ “ 1052番1
9	“ “ “ “ 1058番
10	“ “ “ “ 1063番
11	“ “ “ “ 1064番12

公 告

消防法（昭和23年法律第 186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

令和3年6月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 講習の種別、日時及び場所

種 別	日 時	場 所
給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	7月28日（水） 13：30～16：30	小林中央公民館 小林市細野38-1
	7月29日（木） 9：30～12：30	日向市立日知屋公民館 日向市大字日知屋1425-1
	8月3日（火） 9：30～12：30	西都市コミュニティセンター 西都市聖陵町2丁目26番地
	8月5日（木） 9：30～12：30	都城市中央公民館 都城市姫城町7-8
	8月6日（金） 9：30～12：30	都城市中央公民館 都城市姫城町7-8
	8月25日（水） 9：30～12：30	宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1-2-7

	<p>8月26日(木) 9:30~12:30 宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1-2-7</p> <p>8月27日(金) 9:30~12:30 宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1-2-7</p> <p>9月3日(金) 9:30~12:30 日南市生涯学習センターまなびピア 日南市木山2-4-44</p> <p>9月14日(火) 13:30~16:30 高千穂町中央公民館 西臼杵郡高千穂町大字三田井723-1</p> <p>9月15日(水) 9:30~12:30 延岡市社会教育センター 延岡市本小路39-1</p>		<p>又は三種危険物取扱者免状の交付を受けており、かつ、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第58条の14第1項若しくは第2項に規定する受講義務者</p> <p>3 講習科目及び講習時間数</p> <p>(1) 危険物関係法令 1時間</p> <p>(2) 危険物の火災予防等 2時間</p> <p>4 受講申請書の受付期間</p> <p>令和3年6月28日(月)から令和3年7月9日(金)まで(郵送の場合は、7月9日(金)の消印のあるものまで有効とする。)</p> <p>5 受講申請書の提出先</p> <p>宮崎市橋通東2丁目7番18号 大淀開発ビル内(〒880-0805)</p> <p>一般社団法人宮崎県危険物安全協会</p> <p>6 受講手数料</p> <p>4,700円(宮崎県収入証紙により納付すること。)</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 受講申請書は、一般社団法人宮崎県危険物安全協会、各地区危険物安全協会、宮崎県総務部危機管理局消防保安課、各消防本部又は一部町村役場(西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町)で交付する。</p> <p>(2) 詳細については、一般社団法人宮崎県危険物安全協会(電話0985(22)1868)又は宮崎県総務部危機管理局消防保安課(電話0985(26)7065)に問い合わせること。</p>
<p>給油取扱者以外において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習</p>	<p>7月29日(木) 13:30~16:30 日向市立日知屋公民館 日向市大字日知屋1425-1</p> <p>8月3日(火) 13:30~16:30 西都市コミュニティセンター 西都市聖陵町2丁目26番地</p> <p>8月5日(木) 13:30~16:30 都城市中央公民館 都城市姫城町7-8</p> <p>8月6日(金) 13:30~16:30 都城市中央公民館 都城市姫城町7-8</p> <p>8月25日(水) 13:30~16:30 宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1-2-7</p> <p>8月26日(木) 13:30~16:30 宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1-2-7</p> <p>8月27日(金) 13:30~16:30 宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1-2-7</p> <p>9月3日(金) 13:30~16:30 日南市生涯学習センターまなびピア 日南市木山2-4-44</p> <p>9月15日(水) 13:30~16:30 延岡市社会教育センター 延岡市本小路39-1</p> <p>9月16日(木) 9:30~12:30 13:30~16:30 延岡市社会教育センター 延岡市本小路39-1</p> <p>9月17日(金) 9:30~12:30 13:30~16:30 延岡市社会教育センター 延岡市本小路39-1</p>		<p>入札公告</p> <p>一般競争入札を次のとおり実施する。</p> <p>令和3年6月14日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 購入物品及び数量 小型実習艇 1隻</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納入期限 令和4年3月25日</p> <p>(4) 納入場所 宮崎港</p> <p>(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>ア 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者であること。</p> <p>イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。</p> <p>ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和3年7月19日までに下記4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。</p>
<p>2 講習の対象者</p>	<p>製造所、貯蔵所又は取扱所において現に危険物取扱作業に従事する者であって、甲種危険物取扱者免状、乙種危険物取扱者免状</p>		

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和3年6月14日から令和3年6月21日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 期間 令和3年6月14日から令和3年7月27日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 交付期間 令和3年6月14日から令和3年7月19日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 提出期限 令和3年7月27日午前10時（送付にあっては、令和3年7月26日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和3年7月27日午前10時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of goods and/ or services required:

Small Fishing Boat x1

(2) Time limit for tender: 10:00 a.m. 27 July, 2021

(3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第11号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和3年6月14日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	3号警備業務	令和3年9月6日（月）から9月13日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	20人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
3号警備業務	令和3年7月26日(月)から8月6日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	3号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(2) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全全部生活環境

課警備係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

雑 報

宮 崎 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合 公 告

宮崎県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、令和2年度決算の要旨を公告する。
令和3年6月14日

宮崎県市町村職員共済組合
理事長 安田 修

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	財形	
収 入	負担金	3,441,092	9,048,370	470,319	71,223		124,917	174,038						
	掛金等	3,423,714	5,727,186	470,305				171,307						
	施設収入・商品売上								103,698					
	連合会交付金等	387,252					47,656				114			
	利息及び配当金	7				8,349	1,895	7	18	9	71,841	1	1	
	その他の収入	32,872						178		16,032	875	10,689	43,819	
	他経理から繰入							23,315		35,000				
	前年度支払準備金	514,661												
	計	7,799,598	14,775,556	940,624	71,223	8,349	1,895	196,073	345,363	154,739	72,716	10,804	43,820	0
	支 出	給付	3,029,620											
役員員給与							94,880	49,170		7,489	905	9,993		
旅費・事務費							8,124	6,008	388	195	101	779		
商品仕入									12					
委託費							5,089	320	72,627	270	50	3,961		
支払利息						8,349	1,895				36,615	8,348	534	
連合会払込金等		392,711					378	2,577			146			
前期高齢者納付金		1,603,454												
後期高齢者支援金		1,404,322												
負担金等払込金			14,775,556	940,624	71,223		55,505							
他経理へ繰入	23,315							35,000						
その他の支出	784,896					25,586	199,134	49,133	2,600	412	9,766			
次年度支払準備金	473,206													
計	7,711,524	14,775,556	940,624	71,223	8,349	1,895	189,562	292,209	122,160	47,169	9,962	25,033	0	
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	88,074	0	0	0	0	0	6,511	53,154	32,579	25,547	842	18,787	0	

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	財形	
資 産	流動資産	621,820	873,646	58,689	409	21,444	26,664	277,162	667,816	281,047	1,364,674	82,190	590,235	0
	固定資産					790,000	3,796,033	828	81	1,016,336	9,065,508	807,410		
	繰延資産													
資産合計	621,820	873,646	58,689	409	811,444	3,822,697	277,990	667,897	1,297,383	10,430,182	889,600	590,235	0	
負 債	流動負債	8,290	873,646	58,689	409			6,483	13,489	7,570	9,820,203	0	54,599	
	固定負債	473,206				811,444	3,822,697	72,094	48,687	35,819	9,703	837,188	91,876	
	負債合計	481,496	873,646	58,689	409	811,444	3,822,697	78,577	62,176	43,389	9,829,906	837,188	146,475	0
純 資 産	利益剰余金	166,059						199,413	605,721	1,253,994	600,276	52,412	443,760	0
	欠損金	25,735												
純資産合計	140,324	0	0	0	0	0	199,413	605,721	1,253,994	600,276	52,412	443,760	0	
負債・純資産合計	621,820	873,646	58,689	409	811,444	3,822,697	277,990	667,897	1,297,383	10,430,182	889,600	590,235	0	